

# 平成20年度JGUアルゴス料金表

( 1 / 2 )

有効期間：平成20年4月1日から平成21年3月31日まで

## 1. JGUアルゴス基本サービス

### 1-1. 月当り稼働送信機基本料

料金コード	項 目	単 位	料金 (円)
A	PTT (アルゴス送信機) 稼働月次基本料 送信機が当該月に一度でも送信した場合に課金される	PTT	3,200

### 1-2. 用途ごと利用料金

料金コード	項 目	単 位	料金 (円)
B 1	漂流ブイ・係留ブイ・その他	PTT・日(4スロット)	1,100
B 2 1	中層フロート	PTT・日(4スロット)	1,800
B 2 2	動物追跡 PTT毎その月の利用合計が12PTT・日(48スロット)を超えたスロットは課金されない	PTT・日(4スロット)	1,800
B 3	固定観測	PTT・日(4スロット)	540
B 4	ハイデータレート送信 (トライトンブイ)	PTT・日(4スロット)	2,200
B 9 0	インアクティブサービス 下記の解説4. 参照	PTT・日	0

### 1-3. 長期不利用アルゴスID番号 月次保有料

料金コード	項 目	単 位	料金 (円)
C 1	長期不利用アルゴスID番号 月次保有料 少なくとも2年間全く送信のないアルゴスID番号を保持している場合	PTT	540

解説：

#### 1. アルゴス利用料計算

アルゴス利用料の計算は、基本的には下記項目の合計となります。

1-1. PTT (アルゴス送信機) 稼働月次基本料

1-2. 用途ごと利用料金

その他に、ユーザが希望されたアルゴス付加サービス料が加算されます。また、ユーザが少なくとも2年間全く送信のないアルゴスID番号を保持している場合は、毎月長期不利用アルゴスID番号保有料が加算されます。

#### 2. PTT・日の定義

ここでいう1日とは、世界標準時で0:00から24:00まで、この間に1つのPTT (アルゴス送信機) からの電波を1回でも受信すれば、1PTT・日として課金の対象となります。逆に、その1日のうちに、一度も受信のなかったPTTについては、課金の対象とはなりません。

#### 3. PTT・日(4スロット)の定義

1日を4つのスロット (0-6, 6-12, 12-18, 18-24時：世界標準時) に分割し、該当するスロットに対して課金します。1スロットは0.25PTT・日とカウントされます。

例：ひとつのPTTがある日世界標準時の3-11時の8時間のみ送信した場合、スロット0-6, 6-12, の2スロットに該当し、このPTTのその日の利用量は、2スロット x 0.25PTT・日 = 0.5PTT・日となります。

一方、世界標準時の5-13時の8時間のみ送信した場合、スロット0-6, 6-12, 12-18の3スロットに該当し、利用量は、3スロット x 0.25PTT・日 = 0.75PTT・日となります。

#### 4. PTT運用の終了とインアクティブサービス

システム上の特性上、衛星は、PTTからの電波が到達すればすべてこれを受信し、データ処理センターはこれを必ず処理します。このため、衛星が受信したPTTからの電波は、原則としてすべて課金の対象となります。したがって、運用の終了したPTTは必ずスイッチをオフにし送信を止める必要があり、送信の止まらないかぎり課金されます。

送信を止めることが不可能な場合は、アルゴス利用申請書の署名者により書面にてインアクティブサービスを宣言することができます。このサービスを適用できるのは、当該PTTがそれまでに少なくとも2ヶ月間運用されている場合に限りです。一度インアクティブサービスを適用したPTTを再び運用することはできません。インアクティブサービス宣言の書面を受領後、原則翌月から当該PTTについては稼働月次基本料のみが課金されます。インアクティブサービスが適用されたPTTのデータは配信されません。

#### 5. ユーザプログラムに割り当てられたID番号による送信は、PTTメーカーでのテスト発信を含め、すべてユーザに課金されます。

